

第一類 第八号

第二十八回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第十一号

(二二八)

昭和三十三年三月六日(木曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長

中村寅太君

理事吉川久衛君

理事助川良平君

理事原捨思君

理事中村時雄君

理事芳賀貢君

安藤覺君

市郎君

大野草野一郎君

鈴木辰猪君

中馬善幸君

永山忠則君

松野賴三君

伊瀬幸太郎君

稻富稟人君

久保田豊君

中村英勇君

山田長司君

出席國務大臣

農林大臣赤城宗徳君

出席政府委員

農林政務次官本名武君

農林事務官(農林經濟局長)渡部伍良君

農林事務官(農林經濟局農業組合部組合監査課長)谷垣專一君

農林事務官(農林經濟局農業組合部組合監査課長)川戸孟紀君

農林事務官(農林經濟局農業組合部組合監査課長)小林誠一君

農業協同組合法の一部を改正する法律案

三月六日

委員永山忠則君、赤路友蔵君及び井手以誠君辞任につき、その補欠とし

て河野金昇君、小川豊明君及び稻富稟人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員河野金昇君辞任につき、その補欠として永山忠則君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)(參議院送付)酪農振興基金法案(内閣提出第一一六号)

○中村委員長 これより会議を開きま

す。

去る二月二十四日付託になりました

内閣提出、參議院送付、農業協同組合

法の一部を改正する法律案及び去る三

月一日付託になりました内閣提出、酪

農振興基金法案を順次議題といたし審

査に入ります。

まず兩案の趣旨について政府の説明を求めるにいたしました。本名政務次官

を次官。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法(昭和三十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の次の三条を加える。

第十条の三 第十条第一項第八号の事業を行う組合は、省令の定める

ところにより、毎事業年度末にお

いて、その事業の種類ごとに、責

任準備金を計算し、これを積み立

てなければならない。

第十四条の四 第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合は、同

号の事業に係る会計を他の事業に

係る会計と区分して経理しなけれ

ばならない。

第十条の五 第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の財産で

前条の規定により同号の事業に係

るものとして区分された会計に属

するもの及び同号の事業を行なう農

業協同組合連合会の財産は、省令

で定める方法による外、これを運

用してはならない。

第五十二条の三中「前二条」を「第

十条の三乃至第十条の五及び前三

条」に改める。

第七十三条の十一の次に次の一条

を加える。

第七十三条の十一の二 前条第一項

の承認を受けた中央会は、毎事業

年度、監査の対象としようとする

組合及び全国中央会にあつては主

務大臣、都道府県中央会にあつて

はその地区を管轄する都道府県知

事の意見を聞いて、監査実施計画

を定めなければならない。

前項の監査実施計画においては、監査の対象となる組合、監査の実施時期、監査に当る農業協同組合監査士その他の職員の員数そのとする。

中央会は、第一項の監査実施計画に重要な変更を行うには、同項の規定の例によらなければならぬ。

中央会は、第一項の監査実施計画を定めたときは、すみやかに、これを、当該監査実施計画において定めた組合に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

前項の規定による通知を受けた組合は、当該監査実施計画に基く中央会の監査を受けるように努めるとともに、その実施に当つては、これに協力しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

中央会は、組合から監査を受けたい旨の申出があったときは、前五項の規定にかかわらず、中央会の定めるところにより、当該申出に係る組合の監査を行なうことができる。

第七十三条の十一の下に「又は第十条の三乃至第

十条の五」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の四及び第十条の五の改正規定は、公布の日から起

算して六月を経過した日から施行する。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業の健全な運営を確保するため責任準備金の積立等を法定するとともに、農業協同組合中央会の監査事業の円滑な運営に資するため監査の実施手続等について改善を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査の対象となる組合、監査の実施時期、監査に当る農業協同組合監査士その他の職員の員数そのとする。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業の健全な運営を確保するため責任準備金の積立等を法定するとともに、農業協同組合中央会の監査事業の円滑な運営に資するため監査の実施手続等について改善を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査の対象となる組合、監査の実施時期、監査に当る農業協同組合監査士その他の職員の員数そのとする。

係の改善に資するため、乳業者及び生乳の生産者の経営の維持及び安定に要する資金につき、これら者が金融機関に対して負担する債務を保証して、その融通を円滑にすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生乳」又は「乳業」とは、それぞれ、酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十号)第二条に規定する生乳又は乳業をいう。

2 この法律において「乳業者」とは、乳業を行ふ者をいう。

第三条 酪農振興基金(以下「基金」といふ。)は、法人とする。

(事務所) 第四条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第五条 基金は、定数をもつて次の事項を規定しなければならない。

2 一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員及び評議員会に関する事項
六 業務及びその執行に関する事項
七 財務及び会計に関する事項
八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(持分の譲渡)

第三条 政府以外の出資者(第四項)

3 基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第十三条第一項に規定する出資者に通知しなければならない。

第六条 基金の資本金は、五億円と第八条に規定する者が出資する金額との合計額とする。

第七条 政府は、前条の五億円を基金に出資する。

第八条 次の各号の一に該当する者は、基金に対する出資の引受けをすることはできる。

一 乳業者
二 乳業者が組織する中小企業等協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会

四 生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会

第五条 前条に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

第十一条 基金に出資する者は、出資の払込について、相殺をもつて基金に対抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

第十二条 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け取ることができない。

(持分の譲渡)

第十三条 政府以外の出資者(第四項)

一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡によつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

2 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

3 第八条に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡を受けることができない。

4 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

5 出資者は、持分を共有することができない。ただし、出資者の持分につき相続があつた場合において、当該相続財産につき遺産の分割があるまでには、この限りでない。

(登記)

第十四条 基金は、政令で定めることにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第十五条 基金でない者は、酪農振興基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定に、基金に準用する。

2 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の欠格条項)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(評議員会)

第十七条 役員(役員)

2 役員は、再任されることができる。

3 理事長、理事又は監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格条項)

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事長、理事又は監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代理人の選任)

第二十五条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理権の制限)

第二十六条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理権の制限)

第二十六条 基金の職員は、理事長が任命する。

(第三章 評議員会)

第二十七条 基金に評議員会を開く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、基金の業務の運営について、理事長に対して意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員十五人以内

で組織する。

第二十八条 評議員は、政令で定めるところにより、出資者（法人）にあつては、その代表者）及び基金の業務に関する学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2 第二十条及び第二十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

第二十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行

一 出資者で第八条第一号に該当するものが、銀行その他の金融機関から、次に掲げる資金の貸付を受け、又は当該資金にて負担する債務の保証

イ 生乳の購入に要する資金その他乳業の經營に必要な資金（設備の新設又は改良に要する資金を除く。）

ロ 乳業の經營を合理化するために必要な設備の新設又は改良に要する資金

二 出資者で第八条第二号又は第三号に該当するものが、その組合員たる乳業者又はその直接若しくは間接の構成員たる農業協同組合に対して前号に掲げる資金を貸し付けるために必要な資金を銀行その他の金融機関から借りることにより、当該金融

機関に対して負担する債務の保証

三 出資者で第八条第四号に該当するものが、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対して当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払を受けるまでの間ににおいて必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して負担する債務の保証

四 前三号の業務に附帯する業務

（業務方法書）

第三十条 基金の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 保証の金額の合計額の最高限度

二 一被保証人についての保証の金額の最高限度

三 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度

四 保証契約の締結及び変更に関する事項

五 被保証人の守るべき条件に関する事項

六 保証債務の弁済に関する事項

七 求償権の行使方法及び消却に関する事項

八 その他業務の運営に関する基本的事項で農林省令で定めるもの

九 基金は、業務方法書を変更しないとするとときは、農林大臣の認可

2 基金は、前項の認可を受けなければならぬ。

（評議員）

3 基金は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

（業務の委託）

第三十一条 基金は、業務方法書で定めるところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を次の金融機関に委託することができる。

一 銀行

二 相互銀行

三 農林中央金庫

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会

（事業年度）

第三十二条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日終る。

（財務諸表の承認等）

第三十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後一月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けるなければならない。

（決算）

第三十六条 基金は、毎事業年度、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけなければならない。

（監督）

第三十七条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十八条 基金は、農林大臣若しくは、その職員に、基金若しくは

第三十九条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」といふ。）に対して報告をさせ、又はそ

の職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

（余裕金の運用）

第三十条 基金は、次の方法によ

り、當該事業年度内に償還しなけ

ばならない。

（余裕金の運用）

2 前項の規定による一時借入金

は、當該事業年度内に償還しなければならない。

（農林省令への委任）

第三十一条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関する事項は、農林省令で定める。

びに資金計画（変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（決算）

第三十四条 基金は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表の承認等）

第三十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、決算完了後一月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けるなければならない。

（決算）

第三十六条 基金は、毎事業年度、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけなければならない。

（監督）

第三十七条 基金は、農林大臣若しくは、その職員に、基金若しくは

第三十八条 基金は、農林大臣若しくは、その職員に、基金若しくは受託者を受けた者（以下「受託者」といふ。）に対して報告をさせ、又はそ

の職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な

物件を検査させることができる。

（報告及び検査）

第三十九条第一項の規定による委

託を受けた者（以下「受託者」とい

う。）に対して報告をさせ、又はそ

の職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な

物件を検査させることができる。

（余裕金の運用）

第三十条 基金は、次の方法によ

り、當該事業年度内に償還しなけ

ばならない。

（余裕金の運用）

2 前項の規定による一時借入金

は、當該事業年度内に償還しなければならない。

（農林省令への委任）

第三十一条 この法律及びこれに基

びに資金計画（変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（決算）

第三十四条 基金は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表の承認等）

第三十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、決算完了後一月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けるなければならない。

（決算）

第三十六条 基金は、毎事業年度、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけなければならない。

（監督）

第三十七条 基金は、農林大臣若しくは、その職員に、基金若しくは

第三十八条 基金は、農林大臣若しくは、その職員に、基金若しくは受託者を受けた者（以下「受託者」といふ。）に対して報告をさせ、又はそ

の職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な

物件を検査させることができる。

（報告及び検査）

第三十九条第一項の規定による委

託を受けた者（以下「受託者」とい

う。）に対して報告をさせ、又はそ

の職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な

物件を検査させることができる。

（余裕金の運用）

第三十条 基金は、次の方法によ

り、當該事業年度内に償還しなけ

ばならない。

（余裕金の運用）

2 前項の規定による一時借入金

は、當該事業年度内に償還しなければならない。

（農林省令への委任）

第三十一条 この法律及びこれに基

びに資金計画（変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（決算）

第三十四条 基金は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表の承認等）

第三十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、決算完了後一月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けるなければならない。

（決算）

第三十六条 基金は、毎事業年度、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけなければならない。

（監督）

第三十七条 基金は、農林大臣若しくは、その職員に、基金若しくは

第三十八条 基金は、農林大臣若しくは、その職員に、基金若しくは受託者を受けた者（以下「受託者」といふ。）に対して報告をさせ、又はそ

の職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な

物件を検査させることができる。

（報告及び検査）

第三十九条第一項の規定による委

託を受けた者（以下「受託者」とい

う。）に対して報告をさせ、又はそ

の職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な

物件を検査させることができる。

（余裕金の運用）

第三十条 基金は、次の方法によ

り、當該事業年度内に償還しなけ

ばならない。

（余裕金の運用）

2 前項の規定による一時借入金

は、當該事業年度内に償還しなければならない。

（農林省令への委任）

第三十一条 この法律及びこれに基

びに資金計画（変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(出資者に対する通知又は催告)

第四十二条 基金が出資者に対してもる通知又は催告は、出資者名簿に記載した出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所)にてすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

第四十三条 基金は、定款、業務方書、出資者名簿及び農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

3 出資者及び基金の債権者(基金が保証契約を結んでいる金融機関を含む)は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散) 第四十四条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十五条 農林大臣は、この法律の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き農林省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第八章 制則

第四十六条 基金の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、基金の役員又は職員であつたときに、該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

2 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならぬ。

1 氏名又は名称及び住所

2 出資の引受け及び払込の年月日

3 出資口数及び出資各口の取得の年月日

4 犯人又は情を知つた第三者的取扱いをしたときは、没収する。その全部又は一部を没収することができることはないときは、その額を徴収する。

5 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

第四十七条 前条第一項から第三項までに規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 基金又は受託者が、第四十一条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした基金の役員若しくは職員又は受託者の取締役、役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

2 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)

第二条 農林大臣は、第十九条の例により、基金の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ、

第五条 附則第二条第一項の規定により、指名された理事長となるべき者は、前条第六項の事務の引継を受けた日において、政令で定める長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

六 第二十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第三十五条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しないとき。

八 第三十八条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

九 第四十一条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十 第四十三条第二項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を反して書類を備えて置かず、同条第一項の書類の閲覧を拒ん

だとき。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた第八条に規定する者に対し、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒ん

だとき。

5 政府は、前項の規定により払込まれられたときは、第七条の出資金の全額を払い込まなければならぬ。

6 設立委員は、出資金の払込(出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込)があつた日において、その事務を附則第二条第

一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により、指名された理事長となるべき者は、前条第六項の事務の引継を受けた日において、政令で定める

長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 基金は、設立の登記をする

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

四条 設立委員は、定款及び業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、第八条に規定する者に對し、基金に對する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終つたときは、農林大臣に對して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた第八条に規定する者に対し、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒ん

だとき。

5 政府は、前項の規定により払込まれられたときは、第七条の出資金の全額を払い込まなければならぬ。

6 設立委員は、出資金の払込(出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込)があつた日において、その事務を附則第二条第

一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により、指名された理事長となるべき者は、前条第六項の事務の引継を受けた日において、政令で定める

長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 基金は、設立の登記をする

(成立当初の資本金)

第七条 基金の成立の当初における資本金は、六億円を下るものであつてはならない。

(増資)

第八条 基金は、その成立の日における資本金の額のうち第八条に規定する者の出資する部分の額が五億円に満たないときは、その日から起算して四年を経過した日を含む事業年度の末日までに、資本金の額のうち同条に規定する者の出資する部分の額を五億円以上の額とするよう、その資本金を増加するものとする。

(経営規定)

第九条 第十五条の規定は、この法律の施行の際現に酪農振興基金といふ名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 基金の最初の事業年度は、第

三十二条の規定にかかわらず、そ

の成立の日に始まり、昭和三十四年三月三十日に終るものとする。

第十二条 基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画及び資金計画については、第三

十三条第一項中「事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一改正)

第十三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農業共済基金」の下に「、酪農振興基金」を、「農業共済基金法」の下に「、酪農振興基金法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第九号ノ五の次に次の二号を加える。

九ノ五ノ二 酪農振興基金ノ発

スル証書、帳簿

法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第一項第十二号中「農業共

濟基金」の下に「、酪農振興基

金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第一項第四号中「農業共

濟基金」の下に「、酪農振興基

金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第七十二条第一項第四号中「農業共

濟基金」の下に「、酪農振

興基金」を加える。

理由

乳業者と生乳の生産者との間の生乳の取引関係の改善に資するため、乳業者及び生乳の生産者の経営の維持及び安定に要する資金につき、これららの者が金融機関に対して負担する債務を保証する機関として、酪農振興基金を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規

定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

次に酪農振興基金法案についてその提案の理由を御説明いたします。わが国の酪農が最近数年間に著しく発達いたしましたことは、乳牛飼養頭数が昭和二十五年から昨年までに約三倍に増加して約六十万頭となり、また

牛乳生産量におきましても、昨年の見込みでは昭和二十五年の四倍近くに及ぶ七百三十数万石という量に上つています。このような生産面の発展とともに

いろいろ新しく施策を講すべき問題も出て参るところでございます。本年度下半期における牛乳乳製品の需給の不均衡が見通される際に生じました加糖乳製品の砂糖消費税免稅措置撤廃に端を発しまして、早急に牛乳乳製品の需給調整方策を樹立することとし、酪農振興基金の設置等の対策を講ずべき旨の答申がありました。そこで政府に

いたしましては、学童に対する牛乳の給食、酪農振興基金設置、大カソ練乳の緊急保管事業に対する助成その他

の措置をとることとし、以来酪農振興基金設置を除くこれらの施策を着々実施して参り、相当の効果を上げておる

ところになりますが、今回酪農振興基金設立のためこの法案を提出いたしました

次第でございます。

第二に、政府以外の出資者、つまり

乳業を行なう農業協同組合及び連合会を

含む乳業者、乳業者の組織する中小企

業等協同組合、乳業者である農業協同組合または連合会を直接、間接に構成員としている農業協同組合連合会、生

乳の生産者を直接、間接の構成員としている農業協同組合及び連合会は、金

融機関からの次に申し述べます一定の

資金の借り入れ等に対し基金から債務を保証してもらうこととなります。

第三に、基金の業務であります、乳業者につきましては、生乳の購入資金その他

の他の運転資金あるいは乳業経営合理化主として大カソ加糖練乳施設の転換

をはかるための設備改良資金等の借り入れ等により金融機関に対して負担す

ます。以上が農業協同組合法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。

る債務の保証を行い、乳業者団体につきましては、構成員にこれらの所要資金を貸し付けるために必要な資金の借り入れによる金融機関に対する債務の保証を行い、生産者団体につきましては、牛乳販売代金が入るまでの生産者に対するつなぎ融資に要する資金について債務保証を行うことにしております。

第四に、基金の機関でございますが、基金の業務運営が公正かつ円滑に行われるよう役員である理事長、理事及び監事は、農林大臣が適任者を任命することといたしております。なお、理事長の諮問に応じて業務運営上の重要事項を審議する評議員会を設け、出资者及び学識経験者のうちから農林大臣が評議員を任命することとなつております。

第五は、基金に対する監督及び罰則でございます。政府が出資をいたしておる関係上、収支予算、事業計画及び資金計画を作成させ、農林大臣の認可を受けさせることにいたしております。決算につきましても農林大臣に清算書類を提出してその承認を受けることとなつております。

また基金は、金融に関する機関であるため、重要事項につき、認可や承認をする際には農林大臣が大蔵大臣と協議いたすこととしております。なおこの基金の業務の公正な運営を確保するため所要の罰則規定を設けました。第六に、このような基金に対しましては、法人税その他の国税及び地方税を非課税とすることにいたしました。以上がこの酪農振興基金法案の提案の理由でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○中村委員長 これにて両案の趣旨説明の聽取を終りました。

酪農振興基金法案についての質疑は後日にこれを譲ることといたし、農業協同組合法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 ただいま農協法の一部改正法律案と酪農振興基金法案の提案理由の説明がありました。この際政務次官にお尋ねしますが、酪農振興対策について、先般政府は当委員会に対しまして、酪農振興基金法案とあわせて酪農振興法の一部改正の法律案を提出するということを表明されたわけでありまして、本日基金法案だけの趣旨の説明を受けたのであります。酪農振興法の一部改正については現段階においてどのような考え方を持っておられますか。

○本名政府委員 ただいまのお尋ねについてであります。酪農振興基金法案にあわせて酪農法改正の法律案を提出すべきであるという御意見のようにお聞きしたのであります。ただ、振興法の一部改正については、まだ前国会における御意見の中でもなつておること違つておるわけであります。ですから、これは一つの懸案事項にもなつておることであるからして、法の改正等を行な場合においては、懸案となつておつて未解決の問題として放置された点はやはり明確にする必要があるといふに考へるべきです。ですから、酪農法の改正を今国会においてやる気があるかないか、その点を明確にしておいてもらいたい。あなたでわからぬければ、酪農法の改正を公取を初めといつまして、関連しがたそれとの解決をいたさなければなりません。しかしながら重ねて申し上げますように、改正の意図がないのではなくして、ぜひ同時に出したいたいと申します。

○本名政府委員 機会を得まして大臣に提出するに至つてないような次第でございます。

○芳賀委員 この問題は、今政務次官が言われた通り、農協法の改正に対しても、とりえず予算に關係のある法

も酪農振興法の一部改正は関連があるので。ですから、政府は改正の法案を出す意思があるとすれば、これは閣内による金融機関に対する債務の保証を行つて、しかし基金法の場合に非常に御不便かと思ひますけれども、一応今後の基金法の御説明の中に改正をやるということの予定を表明しておるわけです。ですから、基金法案だけ出して酪農法を出すか出さぬかわからぬよろな、そういうあいまいな態度では審議の進行上困るわけです。そこでお尋ねしますが、酪農振興対策に

連性を持たして、あわせて審議を進めたい方がいいのではないかとわれわれは考えているのです。すでに当初ありますので、ただ並行して同時に提案あります。

政府の方針としては酪農振興法の一部改正をやるということの予定を表明しておるわけです。ですから、基金法案だけ出して酪農法を出すか出さぬかわからぬよろな、そういうあいまいな態度では審議の進行上困るわけです。そこでお尋ねしますが、酪農振興対策に連性を持たして、あわせて審議を進めたい方がいいのではないかとわれわれは考えているのです。すでに当初ありますので、ただ並行して同時に提案あります。

○芳賀委員 ですから酪農法の改正をやりたいとするならば、これは前から作業していればやれぬはずがないのです。ですからそれとあわせて

意見といふのが、たとえば農林省当局あるいは公正取引委員会等においては公正取引委員会等においては、ただいま前国会における御意見の中でもなつておること違つておるわけであります。ですから、これは一つの懸案事項にもなつておることであるからして、法の改正等を行な場合においては、懸案となつておつて未解決の問題として放置された点はやはり明確にする必要があるといふに考へるべきです。ですから、酪農法の改正を今国会においてやる気があるかないか、その点を明確にしておいてもらいたい。あなたでわからぬければ、酪農法の改正を公取を初めといつまして、関連しがたそれとの解決をいたさなければなりません。しかしながら重ねて申し上げますように、改正の意図がないのではなくして、ぜひ同時に出したいたいと申します。

○本名政府委員 機会を得まして大臣に提出するに至つてないような次第でございます。

○芳賀委員 お頼いいたしたいと思います。

酪農振興基金法案の本質の問題に触れるのであります。これはたゞいま政務次官したように、農協法の第十九条の二項の問題ばかりでなく、これにも非常に

関連がありますが、その他の御指摘の通り公取を初めといつまして、関連しがたそれとの解決をいたさなければなりません。しかしながら重ねて申し上げます。しかしながら重ねて申し上げますように、改正の意図がないのではなくして、ぜひ同時に出したいたいと申します。

○本名政府委員 機会を得まして大臣に提出するに至つてないような次第でございます。

○芳賀委員 この問題は、今政務次官

案から御審議いたぐと同時に、酪農振興法も先ほど申し上げました通りに、政府としては改正をいたすといふ意図のもとにたゞいま準備いたしておられますので、ただ並行して同時に提案できなかつたということは、御指摘の通り非常に御不便かと思ひますけれども、一応今後の基金法の御説明の中に改正をやるということの予定を表明しておるわけです。ですから、基金法案だけ出して酪農法を出すか出さぬかわからぬよろな、そういうあいまいな態度では審議の進行上困るわけです。そこでお尋ねしますが、酪農振興対策に連性を持たして、あわせて審議を進めたい方がいいのではないかとわれわれは考えているのです。すでに当初ありますので、ただ並行して同時に提案あります。

政府の方針としては酪農振興法の一部改正をやるということの予定を表明しておるわけです。ですから、基金法案だけ出して酪農法を出すか出さぬかわからぬよろな、そういうあいまいな態度では審議の進行上困るわけです。そこでお尋ねしますが、酪農振興対策に連性を持たして、あわせて審議を進めたい方がいいのではないかとわれわれは考えているのです。すでに当初ありますので、ただ並行して同時に提案あります。

○芳賀委員 ですから酪農法の改正をやりたいとするならば、これは前から作業していればやれぬはずがないのです。ですからそれとあわせて意見といふのが、たとえば農林省当局あるいは公正取引委員会等においては公正取引委員会等においては、ただいま前国会における御意見の中でもなつておること違つておるわけであります。ですから、これは一つの懸案事項にもなつておることであるからして、法の改正等を行な場合においては、懸案となつておつて未解決の問題として放置された点はやはり明確にする必要があるといふに考へるべきです。ですから、酪農法の改正を今国会においてやる気があるかないか、その点を明確にしておいてもらいたい。あなたでわからぬければ、酪農法の改正を公取を初めといつまして、関連しがたそれとの解決をいたさなければなりません。しかしながら重ねて申し上げますように、改正の意図がないのではなくして、ぜひ同時に出したいたいと申します。

○本名政府委員 機会を得まして大臣に提出するに至つてないような次第でございます。

○芳賀委員 お頼いいたしたいと思います。

酪農振興基金法案の本質の問題に触れるのであります。これはたゞいま政務次官したように、農協法の第十九条の二項の問題ばかりでなく、これにも非常に

関連がありますが、その他の御指摘の通り公取を初めといつまして、関連しがたそれとの解決をいたさなければなりません。しかしながら重ねて申し上げます。しかしながら重ねて申し上げますように、改正の意図がないのではなくして、ぜひ同時に出したいたいと申します。

○本名政府委員 機会を得まして大臣に提出するに至つてないような次第でございます。

○芳賀委員 お頼いいたしたいと思います。

酪農振興基金法案の本質の問題に触れるのであります。これはたゞいま政務次官したように、農協法の第十九条の二項の問題ばかりでなく、これにも非常に

関連がありますが、その他の御指摘の通り公取を初めといつまして、関連しがたそれとの解決をいたさなければなりません。しかしながら重ねて申し上げます。しかしながら重ねて申し上げますように、改正の意図がないのではなくして、ぜひ同時に出したいたいと申します。

どちらこの法案の御審議をすみやかにございました。

○芳賀委員 それではお出しになる意

思があるので、そこから、そういうものを出しますので、ただ並行して同時に提案できます。

○芳賀委員 お頼いいたしたいと思います。

酪農振興基金法案の本質の問題に触れるのであります。これはたゞいま政務次官したように、農協法の第十九条の二項の問題ばかりでなく、これにも非常に

関連がありますが、その他の御指摘の通り公取を初めといつまして、関連しがたそれとの解決をいたさなければなりません。しかしながら重ねて申し上げます。しかしながら重ねて申し上げますように、改正の意図がないのではなくして、ぜひ同時に出したいたいと申します。

○本名政府委員 機会を得まして大臣に提出するに至つてないような次第でございます。

○芳賀委員 お頼いいたしたいと思います。

酪農振興基金法案の本質の問題に触れるのであります。これはたゞいま政務次官したように、農協法の第十九条の二項の問題ばかりでなく、これにも非常に

関連がありますが、その他の御指摘の通り公取を初めといつまして、関連しがたそれとの解決をいたさなければなりません。しかしながら重ねて申し上げます。しかしながら重ねて申し上げますように、改正の意図がないのではなくして、ぜひ同時に出したいたいと申します。

○本名政府委員 機会を得まして大臣に提出するに至つてないような次第でございます。

○芳賀委員 お頼いいたしたいと思います。

酪農振興基金法案の本質の問題に触れるのであります。これはたゞいま政務次官したように、農協法の第十九条の二項の問題ばかりでなく、これにも非常に

ま問題になつておりますのは、一番必要なことは集乳等についての過当競争を防止し、あるいは乳生産者の利益を擁護するために十九条の二項の排除が必要であるかどうかという点から考えて法規化しなければならない。そのほかの品目についても、それに該当するものがあるとすれば、具体的に一つ一つ取り上げて法規化しなければならないのじやないか、こういう結論に一應到達しております。

○芳賀委員 そこでこの問題は、やは

り協同組合法自身の中で検討すべき問題だと思いますが、この品目は組合の施設に対する専属利用契約を一年を限度としてそれ以内の期限においてすることができるということになつておるのです。ですから十九条それ自体は必ずしも強い意味の組合員に対する義務の強制ではないと思うのです。ですからそれに対して二項の緩和規定が載つておるわけなんですが、この二項の規定をどうしてもはずすことができないというような理由はあるのです。

○渡部(伍)政府委員 この二項を排除

するには非常に強い理由がなければいけないというのが法規局方面の見解なのでござります。すなわち協同組合法は組合員の自由を尊重するという建前であります。その建前を変更されれば別なります。さらにまた事實上問題として、これを協同組合中央会等に検討していただいたのであります

がその方面的検討では、私どもが考え

たのは特別決議で二項を排除する、し

かもそれを特別の品目の扱いにしてや

ることならば、その個人の自由を束縛することにならないじやないか、

大半の利益のために一部の組合員に不便があつてもがまんしてもらえるのじやないか、こういうことでもつて、そういう案をもつて検討を加えたのでありますから、もしそれを強制するこ

とになれば、特別決議をして三分の二

は賛成したけれども三分の一が賛成し

ないとすれば、脱退してしまうおそれ

がありはしないか。協同組合の現状か

らいと、そりやうな規定の改正

を全面に行なうことは少し早過ぎるの

じやないか、こういう意見が非常に強

かつたのであります。そこでこれは具

体的な品目を通じて、具体的な必要性

から個々に取り上げていった方が現在

の段階では適当ではないか、こういう

ふうに考えて、特定の品目について十

九条の特例法を作るといふことがいい

と一応は考えております。

○芳賀委員 今局長は十九条が強まつ

てくれば脱退する組合があるというこ

とは予想されると言われますが、この

農協に対する加入脱退の原則は、農民

が自主的に自己の判断の上に立つて協

同組合に加入して、そして自分の経済

的地位を高めることが最善であると

いう判断の上に立つて入つておるので

あります。ですからこれが不利益であるとい

う場合はおいては当然脱退することが

なります。さらにもまた事實上

いて協同組合の運営が本人に不利益で

あるといふ場合においてもなおそれを拘束しておく必要はないのです。これ

は協同組合自身の運営の問題になると

思ひます。ほんとうの農民の信にこ

たえることができないような運営をや

る場合には、組合員が離れてい

くことは至当であると思ひますし、そ

れから専属利用の場合においても、こ

れを専属的に利用した方が有利である

ということが明らかになれば、何も脱

退するとか自由を束縛されるから組合

に入らないということにはならないと

思ひます。ただ対比の問題で、どつ

つかうのが有利か不利かという問題から、組

合に入るとか入らないとかいう問題が

出てくると思うので、もう少しこの問

題は真剣にまつこから取り組む必要

があるのじやないか。

○渡部(伍)政府委員 お説の通りであ

りまして、理論的には行政指導

の建前からいえば、そういうふうに

個々の農家が協同組合の本質、協同組

合の必要な理由といふものをはつきり

認識すれば、農民が寄つて協同組合組

織を通じて共同の利益を守らなければ

いかぬといふことはわかつてくるので

あるから、大多数の利益になるような

ことをある程度統制をとつていくとい

うことは、当然その目的に沿うことにな

るのであつて、一つもおかしくない

のではないか。しかし理屈を言います

と、その中で少くともおれはいやだと

言つたのが出た場合には、それを法律

でもつて強制することは、この法律の

建前からはできないのであります。極

端な議論をしますと、脱退はしたくな

い、組合に残つておつたり、おれは組

合に残つておつても、特別決議なら特別

決議よりもおれの考え方の方が正しいの

だ、こういう場合があつても、特別決議

をやればそれを強制することができます。

○芳賀委員 そこでもう一つの問題

は、これは客観的に見た場合、たとえ

ば中小企業の協同組合等にしても、あ

るいは昨年成立した中小企業の団体組

合法にしても、そういう別の組合行為

に相当強いものを打ち出しておるので

ございますかどうかということになると、

今はすすかどうかといふことになると、

これが自信を持てない面が非常に多い

と思うのです。全國中央会にしても地方

の組合にしても不安を持つてゐるとい

うことは、こうしたことをしてやると脱退と

が起きたかもしれないというのは、自信

がないからだと思うのです。ですから

が混亂が起きて困るとか、崩壊の事態

をやるしかないと、現在の協同組合の

現状からすると、終戦後の農業会それ

から物資の統制そのままのワクで協同

組合が惰性的に運営されている面も

相當にあるのは事実でありますから、

そういうところでは崩壊作用を起して

しまつ、もう少し統制から自由へ切り

變つた社会経済の実情に合つた運営を

継続して、その後にそりやうに相当の

組合の統制力を持たすようにしてお

そくはないのじやないか、こういうの

が組合関係者の大多数といいますか、

つまり言いますと四分は賛成で六分

は反対だ、こういうふうなことが言わ

れておるので、その段階では、むしろ

それが協同組合の現状からいって適當

た方が協同組合の現状からいって適當

である、こういうふうに判断したので

あります。

○芳賀委員 ただ問題は、当初農協法

ができたとき、第二項がくつづいて

おるものですから、今これをはずすか

どうかというところに問題があるし、

また剥落もするのですよ。最初からこ

れがなくて、協同組合といふものは十

九条等によつて相当きびしい点もある

のだといふことを最初から約束として

理解して、そりして加入脱退の原則の

上に立つて組合が形成されたといふこ

とにすれば、今日十年たつてむしろ強

い協同組合が発展できたのじやないか

とさえも考えられるわけです。それを

今はすすかどうかといふことになると、

す。たとえばアウトサイダーに対する規制とかそこまでいかなければ、同一の事業を行なつたりあるいは農業なら農業でもそろですが、同一環境の上に立った多数者が共同の利益をはかるとか守るとかということはできないような事態になつてゐるわけです。協同組合だけがおおらかな気持であくまでも個人の自由を尊重しなければならぬということは、そういうことだけやつていく場合に周囲の情勢といふものがだんだん変ってきて、協同組合がむしろだんだん追い込められていくというような事態が必ず来ると思うのです。团体法等を見ても、法が成立した場合には相当緩和されたような事態もできたけれども、当初は協同組合に対しても大きな規制を加えるといふような意図が明確であつたのです。そういう周囲の情勢に対応したように協同組合の内部的強化とか、あるいは法の体系の整備といふものをやっていかねど、ちぐはぐになつて非常におくれしていくような事態にもなると思うのです。ですからそういう全体の角度からがめた場合に、今の段階において改正を行なう機会とすれば、やはりそういう問題等に対しても、もう少し目を開いて改正に臨む必要があつたのではないかと思うのですが、この点は本名さんいかがですか。

この法案は実は局長が孤軍奮闘した結果、相当広範な充実した法案として出すつもりであります。率直に申し上げまして、これが、実は農林省いたしましても、ございまして、こういう形で出したわけだと思います。

○芳賀委員 もう一点は先ほど渡部局長も言われました、事業にこれはどうがいいというような問題のときには、そういう表現を使うことも可能であるということは、結局たとえば農業振興法の改正等を行なつてやつた場合、そういう点を振興法の中に打ち出す場合やれぬこともないだらうというような見解とも聞き取れたのですが、この点はいかがですか。

○渡部(伍)政府委員 その通りであります。先ほど御指摘になりました中企団体法等で団体統制をやる場合は、過度の競争によってやはり全部が共倒れになるおそれがあるので、こういうふうな前提条件を置いて、その場合には員外者も一定の規制に服するという条件になつておるわけです。従いまして、この十九条の問題も御指摘のまま委託されて行わなければならぬ、こういうふうな状態でありましたから、この規定が非常に強く打ち出された当時の戦争前後の強度の統制をとれておるわけであります。これは立法

例を見ると、ある國も、ない國も東西あります。しかしこれを取るといふことになりますと、やはり法律の理屈かな個人の自由、協同組合の自主性と、いうものをいかにも阻害するといふ格好になるわけであります。しかし御指摘のような牛乳等では協同組合の共販体制をもつと強化した方が農家の利益が阻害されるかどうかという理屈の問題になつてくると思います。従つてそういう点は、個々の具体的なものについて、具体的な事情に応じて十九条の特例法をそれぞれの法律の中に織り込んで方がないのじやないか、こういう考え方であります。

議を行なった場合においては、その組合員はその決議に従わなければならぬということをもしやるとすれば、これはむしろ危険じゃないですか。たとえば牛乳の共販の場合に、総合農協協定が抜つてある場合が大部分であると思ひます。が、地域によってはやはり酪農協等の特殊農協があつてここでやつておられる。特殊農協の組合員はまた総合農協協法だけの規制で、酪農協同組合に入つても入つて、二重加入しておる人が多いと思うのです。そういう場合に農協協約の組合員だから牛乳の共販はこれでやらなければいかぬということになる。と、むしろ混乱とか、内部的に好ましくないそういう現象が当然起きると考えられますか、いかがでしようか。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのです
が、もし農協法の中での改正を行わ
れないと、酪振法等においてもそい
うことは困難であるとすれば、公正取
引委員会の見解に対する調整ですね、
統一見解というものはやはり明確にし
ておかなければいかぬのです。この問
題で長年論争してきたのですが、その
けじめをつけるために結局は農協法の
十九条二項の改正をやらなければなら
ぬのじゃないかというところまでみな
の考え方がまとまっていったわけです
が、それが、将来は別として現段階で
は改正の意図は政府にはないという場
合においては、公正取引委員会との見
解の違いとか、そういう点は調整はま
だできていらないと思うのですが、どう
なさるつもりですか。

○渡部(伍)政府委員 これは結局、め
んどうでありますけれども、話しあい
でそういう取りきめをする、そして協
同組合も一私法人でありますから、そ
れを一私法人のことにして、行政庁の
指導監督のもとに、不當にある一つの
組合を制限するのじやないといふあか
しを立てるこことによって公取との関係
は処置ができるのではないかと思いま
す。これは行政庁の方で必要に応じて
相当はつきりした指導方針を出して指
導して、その指導に従つていかれる限
り公取からも文句を言われない。大体
公取との話し合いも、牛乳だけの問題
ではなく、ほかのことにつきましても
そういう扱い方をしようという話をし
ているのであります。

○芳賀委員 農産局の方にもちょっと
お尋ねしておきたいのですが、畜産局

長がお見えになつております。すから、松田さんでもけつこうです。が、十九条二項の問題ですね。特に今後酪振法の改正を出される場合に、牛乳の共販事業に対する、そういう一つの組合に対する特別決議ですね、そういう規制を行つような改正を現在意図されておるかどうかという点です。たとえば畜産局の側から見た場合に、そういうことが可能であるかどうかという点と、それからもう一つは、いずれにしても十九条の二項の改正が行われないというような場合における公取との今までの見解の相違に対して、自信のある調整とか処理ができるかどうかという点、この二点についてお尋ねいたします。

○芳賀委員 委員長に申し上げます
が、この十九条の二項の改正の問題に
ついては、本法案の審議上、採決まで
の間にぜひ農林大臣に出席してもらつ
て、農林大臣としての責任ある見解を
一応ただしたいと思うので、御手配を

そう指導的な監査でありまして、今申し上げますように、事前事後の指導、経営を向上するための指導を中心とする監査である、こういうふうにお考えを願いたいと思ひます。

○芳賀委員 これは法の規定によつて
も全国中央会並びに地方中央会はこの
会員である組合の監査を行うことがで
実施していくたい。こういうふうに考
えております。

の機構の中において自主的な監査をやめらぬというのは不都合なんです。局長は人員が足らぬからやれぬというだけなんですが、わざわざ昭和二十九年になつて法律の改正までやつて中央会を設けた

同組合監査事業関係、一が農業協監査士は監査計画に従つて農業協同組合の経営、業務の運営状況等、主として会計経理面に重点を置いて指導監査を行ひ、それから監事の行う自己監査の指導及び監査の監査能力の向上のための指導並びに行政庁検査の事後指導を実施する、こういう目的であります。これは協同組合法で行政庁が常例検査をやらなければいかぬ、こういうことになつておりますが、行政庁の検査も今まででは指導監査、会計検査院あるいは刑事案件等によるそれぞれの機関の非違摘発の監査とは違つて指導監査である、こういふうなことをいつておるのであります。さらにこの協同組合内部、中央会の監査はより一

合に雇われて監査士となつておるもの
は、選任者数二百八十五人、こういふ
ことになります。この二百八十五人の
全国中央会と府県との配置の状況は、
次のページにある通りであります。全
国中央会では監査士が三十二年度四
人、それから地方では二百八十一人、
こういふことになります。監査の状況
はここにありますように、中央会では
ほんのわずかしかやっておりません。
三十年度で二十一組合、三十一年度で
十五組合、三十二年度で二十組合、地
方は三十年度で千三百三十八組合、三
十一年度二千三十七、三十二年度で二
千三百三十五組合、こういふように
なつております。三十三年度ではこの
監査士に対する旅費の増額を行いまし
て、大体三十二年度の倍程度の監査を

○渡部(伍)政府委員 どうなつて いますか。
まして、お恥かしい話であります、
全国中央会のこの監査士の人数では中
央団体の監査はできません。これは全
国のやつは主として農林省がやってお
ります。もう一つはやはり全国段階の
連合会でありますれば、これはたとえ
ば全購連にしましても七百億も八百億
も取り扱いますから、自分が事業の運
営について近代的な施設、方法を取り
入れてやっていくべきであります。や
はりわれわれは指導監査をもつと下の
段階に重点を置いたらいいのじゃない
か、こういうふうに考えております。
○芳賀委員 下にもいさきかの問題はあ
るけれども、上にも大きな問題がある
のです。その大きな問題を協同組合

○渡部(伍)政府委員 これは政府の主導的な団体でありまして、御指摘のように中央会の設立によって今までの同組合の運営の足りないところを強化していく、こういふ目的でできておりますが、現実の姿は皆さう御承知のように、中央会に対する経費の負担なり、あるいは中央会の職員への構成に対する各メンバーの協力、いろいろな言葉であります。むしろ観念ながら私が、私どもが声をからして指導したのが及ばないのであります。ですから、相当地域的な言葉であります。だから、中央会を強化することによって傘下の組合が助かるのを、いかにも中央会が、自分たちの

やつてることによけいなおせつかいをする、こう言ふ人もあるのであります。そういう観念を協同組合のメンバーが変えることを待つ以外にないのあります。私どもは声をからして叫びますが、まだその段階にいっていいのが現状であります。御指摘の通り、自主的団体であれば自主的にそういう処置をするのが当然であると私は考えます。

○若葉委員 そういう欠陥を指摘して農林省としては是正さすべきだと思いまね。全国中央会が全國規模の会員の監査はできないにして、農林省だけの陣容だつてなかなかやれないでしょう。中央会の発言権が弱いということは、会員である他の連合会が、おれたちが中央会を養つておるんだという観念が非常に強いんですよ。そういうことに屈して、中央会自身も養つてもらつておるんだから、同じ養い親の監査をやるなんということはまことにおこがましいじやないかといふような卑屈な考え方、やる気がないんですね。しかし会員の資格としては、連合会であつても普通の単協であつても、会員の資格としては変りないんです。もしも同一区域の会員である連合会が、正会員の資格を持たないということであれば別なんですが、これは正会員なんですか、当然組合員の監査をやるということは当然の役目だと思ふんですね。もし人員が足らなくてやれぬとすれば、会員から負担の徴収を増すとか、あるいは会員である経済力の強い連合会等からまた特別の格づけをした負担金を徴収するとか、そういうことで監査陣容を強化してやれば、全体が經營内容がよくなり、信頼にこたえ得るような農協

とか連合会にだんだん向上することができると思うんです。組合の組織自体でやれるのだから、やれと言つたつてなかなかあん切りがつかぬと思うんであります。ですから、こういう法の審議の機会に、やはり会員に対してはすべて監査をやらなければならぬ。自主的にやるといふことは、組織全体の中にいて行うといふ広い解釈でこれは進めていいと思うんですね、農林省は、連合会の監査をやるという考えとは全く違うのですから、そういう点を明確にする必要があると思うのですが、いかがですか。

○渡部(伍)政府委員 お説の通りであります。しかし現状は、先ほど御説明いたしましたように、御指摘通りに、われわれが中央会を養つておる、ぐずぐず言ふな、そういうことで、ずいぶんあくたれをついておりますが、組合の運営者がその気になつていただけでなく、戦争前のいろいろな法制かなければ、戦争前のいろいろな法規とは違つて、私の方で役員の解任を命ずるとか、あるいは予算の更改を命ずるとか、あるいは連合会の運営者があなたの運営者たる権限はありませんから、やはり自治組合全体としての自主性は尊重せねばならない建前になつておりますので、これはあらゆる機会をとらえて、協同組合全体の向上になるようないふんあくたれをついておりました。ところが監査は、中央会にあつて、連合会の監査あるいは単協におけるところの監査といふものが完全に行われるかどうか、こういうことになると私は非常に疑問を持つわけなんですが、今この監査士制度といふものが確立されまして、いかに監査に有能な知識経験を持ちましては、かんじんの俸給が単位農協並びに連合会から賦課され徴収されている限りにおいては、完全な監査ができるまい、並びに監査を主張できないと思うのですが、そういう点のお考えはどうですか。

○伊瀬委員 周長にお尋ねしますが、今の芳賀委員の御質問ですが、監査が三十二年に一千三百三十五といふことになつておりましたが、組合数は、現に在れども、それから特殊農協が三万余万二千、それから特殊農協が三万余万二千、それから特殊農協が三万余

り、この中で非出資の組合が相当あります。一万四千が非出資組合であります。

○伊瀬委員 今お答えになりました監査士ですね、試験をして監査士の資格を与えられて、府県連合会並びに単位農協に就職しておるということで、そ

り、この中で非出資の組合が相当あります。一万四千が非出資組合であります。

○伊瀬委員 今お答えになりました監査士ですね、試験をして監査士の資格を与えられて、府県連合会並びに単位農協に就職しておるということで、そ

り、この中で非出資の組合が相当あります。一万四千が非出資組合であります。

○伊瀬委員 今お答えになりました監査士ですね、試験をして監査士の資格を与えられて、府県連合会並びに単位農協に就職しておるということで、そ

り、この中で非出資の組合が相当あります。一万四千が非出資組合であります。

○伊瀬委員 旅費だけであつて、俸給は全部中央会に置いており、これは中央会の職員であります。監査を促進するため、旅費の全部ではありません、一部を補助する。今まで少かつたから来年度からそれを増額して約二千万円計上しております。

○伊瀬委員 旅費だけであつて、俸給は全部中央会の経費からまかなわれておる。こういう現状です。そうすると、いろいろ連合会の経費といふものは府県の連合会並びに府県の単位農協から賦課徴収して、こういふよろな連合会、中央会にあつて、連合会の監査あるいは単協におけるところの監査といふものが完全に行われるかどうか、こういうことになると私は非常に疑問を持つわけなんですが、今この監査士制度といふものが確立されまして、いかに監査に有能な知識経験を持ちましては、かんじんの俸給が単位農協並びに連合会から賦課され徴収されている限りにおいては、完全な監査ができるまい、並びに監査を主張できないと思うのですが、そういう点のお考えはどうですか。

○渡部(伍)政府委員 これは大ざっぱに言って監査に二つの内容があると思いますが、それは悪いことをしている

のを摘発する面と、それから簿記の技術とかあるいは事業の運営が知識不足でうまくないので、それを直していく必要があります。ですから、こういう法の審議の機会に、やはり会員に対してはすべて監査をやらなければならぬ。自主的にやるといふことは、組織全体の中において行うといふ広い解釈でこれは進めていいと思うんですね、農林省は、連合会の監査をやらなければならぬ。自主的にやるといふことは、組織全体の中において行うといふ広い解釈でこれは進めていいと思うんですね、農林省は、連

り、この中で非出資の組合が相当あります。一万四千が非出資組合であります。

○伊瀬委員 今お答えになりました監査士ですね、試験をして監査士の資格を与えられて、府県連合会並びに単位農協に就職しておるということで、そ

り、この中で非出資の組合が相当あります。一万四千が非出資組合であります。

○伊瀬委員 今お答えになりました監査士ですね、試験をして監査士の資格を与えられて、府県連合会並びに単位農協に就職しておるということで、そ

います。その点のお考えはどうですか。

○渡部(伍)政府委員 御指摘の通り優良組合はもうひと立ちができるわけ

でありますから、必ずしも監査する必

要はないかもしません。しかしたま

にはその中に悪いことをする場合があ

りますから、いい組合はある程度行政庁

の行政監査の方にまかしておいた方が

いいのじやないかと思います。御指摘の

ように不振組合のものはやはり職員の

能力が不足であるとか、あるいは組合員

の監視が届かないとか、そういうこと

でありますから、優良組合の例をもとに

しまして、そぞそれを模範としてこう

やつたらしいじゃないか、ああやつた

のでありますから、優良組合の例をもとに

しまして、そぞそれを模範としてこう

ます不振組合が多くなるような状況に

きましては、政府は熱心におやりのよ

うですが、私の方の県におきまして

も、不振組合が再建できるよりもます

ます不振組合が多くなるような状況に

あるのじやないか、それから特にその

不振の原因が、個々の組合員の零細な

三万五万の貸付というようなことに

対しては、総会の議決で考えた通り

損害は案外ない。私の方なんかは、や

はり組合員で農業を営み、かたわらい

きつちりやられるが、そういうものの

損失は案外ない。私の方なんかは、や

に、今度はそういう違反をしている場

合には早急に改めるよう指導する、こ

ういうことをやつてきているわけであ

ります。しかし、御指摘のようにそれ

は法律上のことで、実際には県と組

合、組合のメンバーと組合長、あるい

は組合の理事者間の勢力関係でいろいろな問題が発生しておるのであります。

これは私どもも非常に頭を悩ましてお

る点であります。現在は説得で、最

後には私の方で知事を動かして、知事

にやつてもらう。こういうことをやつ

ておりますが、これもなかなかうまく

いかない。しかし根本はやはり協同組

合は私的団体であるから、農家がそ

れであります。それが赤字になつて

おりません。そこで、やはり県の指

合の自治的な行動にまかせておけない

ところだが、それでも法の建前でそ

れを何とも改正せずそのままはうつ

ておく。あるいはそういうことなら県

の行政監査といふものは必要ないと思

うのですが、それでも法の建前でそ

れを何とも改正せずそのままはうつ

ておく。あるいはそういうことなら県

の行政監査といふものは必要ないと思

うのですが、それでも法の建前でそ

れを何とも改正せずそのままはうつ

ておく。あるいはそういうことなら県

の行政監査といふものは必要ないと思

うのですが、それでも法の建前でそ

れを何とも改正せずそのままはうつ

ておく。あるいはそういうことなら県

の行政監査といふものは必要ないと思

うのですが、それでも法の建前でそ

れを何とも改正せずそのままはうつ

ておく。あるいはそういうことなら県

に入つていてくといふような事情です。それでもできなければ農林省に監

查を頼んで、どうしてもやつてくれ、こ

ういう段階を忠実にというかまめに踏

んで、それで中央会なら中央会な

いの責任者が、監査士の報告を聞いて

もそれを取り上げて強硬にやらないと

か、監査士が自分の手に負えないのを

いた。そしてそれが組合員の預貯金

は組合の理事者間の勢力関係でいろいろな問題が発生しておるのであります。

これは農業協同組合は十分その職責を尽

めができるわけです。しかしそれが途

にやつてもらう。こういうことをやつ

ておりますが、これもなかなかうまく

いかない。しかしこれは組合員の預貯金

は組合の理事者間の勢力関係でいろいろな問題が発生しておるのであります。

会の監査とは独立しているのですか

だからほんと請うて、農村工業なんか

は赤字になつた場合はやむを得ないで

ういう段階を忠実にというかまめに踏

んで、それで中央会なら中央会な

いの責任者が、監査士の報告を聞いて

もそれを取り上げて強硬にやらないと

か、監査士が自分の手に負えないのを

いた。そしてそれが組合員の預貯金

は組合の理事者間の勢力関係でいろいろな問題が発生しておるのであります。

会の監査とは独立しているのですか

かと私は考えます。

○芳賀委員 それに伴つて、監査士の

増員とそれに必要な経費等について、

どうしてもそうしなければならぬとい

う場合においては、今後予算を増額し

てその面に支給するとか、あるいは中

央会の事業計画の中にそういうことを

明瞭かにして、必要な費用を会員に賦

課することは当然できると思う。今の

機会に行なはまだ今年度の計画策定等に關しても間に合うと思うので、この際渡部経済局長の在職中に、会員に対してはすべて中央会は監査をしなければいかぬと思うのです。この改正の規定によつても、今度中央会が計画を立てて会員にあらかじめ予告して、そろそろいう計画の線に沿つた対象組合に対しては監査をしなければならないといふ具体的な規定が明確になりますから、その機会に、全国中央会は、会員である全国段階の連合会に対しあるいは地方中央会と区域を同じくする会員である連合会に対しては、当然これは会員であるからして、監査計画を立ててこれらの会員である連合会に通知をして、そらしてぜひ監査をして下さいといふような態勢がこの機会にできるようにならいいと思うのですがいかがですか。

○渡部(伍)政府委員 監査の完璧を期するのにはやはり監査士の増員が必要になるわけです。監査士の増員には相当の経費が必要なわけであります。この法律に基きまして自治監査をやる場合には、やはり先ほど来申し上げますように、自発的に受検態勢なわち帳簿その他の整備ができ、そのこと 자체が經營の合理化なり刷新に役立つわけでありますから、非違を指摘するということをねらつておらないから、こういふ規定で、みずから進んでよくしてこうというのを片面に出しているわけです。従つてそこから、非違を指摘するのはある程度行政庁の監査にまかしておけばいいのです。これは相当の人数を置いておりますから。その前提と

手に負えないところを行政庁に助けを
もらつて、行政庁の再検査を願わなければ
ればならぬといふわけであります。と
ころでこの監査士を増員するということ
になれれば経費がかかる。経費は会員の
負担ということになるのであります。
会員の負担、これは中央会で予算が約
一億ぐらいになつておると思いますが
が、この現在の予算すら負担について
非常な問題が出ておるわけです。これ
は私は非常に奇異に感じておるのであ
ります。自分たちの組織を強化するのにつ
いて実際の事業面、それからこういう監
査の面、全体を通して強化していく、
そういうふうに考えております。

未然に防ぐことができたと思う。しかしながら、全国的にそうだと思いますが、都道府県連合会に至っても幹事のメンバーは、おそらく単協の組合長諸君が幹事になっておるわけです。ですから専門的な角度から内容を十分監査するということは、これは能力的にも限界があることは、やつてもできないと思うのです。ではあってなかなかやれなし。ただ幹事としての責任感だけが横溢しても、能主義に限界がある場合には、いかに熱心にやつてもできないと思うのです。だからそういう欠陥を補うために、中央会の事業として監査事業は主体的な役割を果すわけですから、むしろ連合会の方から望んででも中央会にぜひやってもらいたいといふような拳に出でます。ですが、あえてそういうことを好まないのでですね。おれたちが養つておる中央会に何も監査してもらおうとするにしたらよいじゃないか。そういう態勢を各連合会の中に整えたらどうかと云ふのが、北海道の各連合会等の間にも、いふようなことを、たまたま北海道の中央会が発案したわけです。それが先ほど言つたような事情のもとに、なかなかうまくいかない。関係の連合会だけにまかしておいてはなかなからしがあるかない。ですから農林省として指導的な立場で、この改正を機会にして、中央会は会員である連合会に対しては計画的な監査の実施、その領域において監査を行いうようにせよというふうな指導をぜひやられたらよいと思うのですね。どうですか。

を行く大造船会社とか製鉄会社あるいは大銀行、大保険会社、これすら加藤イジ氏の経営研究所に頼んで、事務の運営方法をあるいは上野能率研究所に頼んで診断を頼って自発的に不合理な点を是正してやつておるのであります。これはなぜかといふと、昔のような単位の小さいのではなく、争前の貨幣価値からいへど、数字が何百倍、何千倍になつておる、それから出い量もふえておるわけであります。従つてこれをどうするかということは、特許の専門技術で膨大なものを処理する機構を考えていかなければならぬのです。むろそろそういうところが率先进して研究しておるわけであります。ところが規模の小さいところになりますと、それだけ大がかりにやらなくてはならないのであります。むろそろそこらが率先进して研究しておるわけであります。なぜかといふと、やはり外の事業者などがそういうことをやつておるならば、それにもできるのであります。しかし全体の経済はもう大きくふくらんでおるわけですから、やはり外の事業者などがそういうことをやつておるならば、それに従うよろんな事務執行体制なりあるいは管理体制を作るべきである。これらは全般、共済連等はそういう忠告を受けて、今それらの助力を頼んでおるが、それと同時に、やはりどうしても自分の不備を自分で直すということはなかなかむずかしいのでありますから、そうかといつて、ひどくえぐられるときがありますから、自主的な監査、指導的な監査によつて順次直していくということは、これはどうしてもやらなければならぬことじやないかと思つております。従つてお説のように、私どもはこの法律の改正を機会に相当強力にそいつ

○小川(農)委員 関連して。今聞いておると、お説ごともつともだということです、みんなあなたの方で賛成されているんですが、この問題の焦点は監査の権威の問題だと思います。先ほど言われたように、自分の病状を自分で診断して自分で直していくなどということは、よほど軽微の場合でないとできないことで、監査はしょっちゅう行われているけれども、その効果は上っていない、これは監査の権威の問題になってくるだらうと思うのです。問題は、人をふやすことも待遇をよくすることも必要かもしれないけれども、その前にやはり制度の上でもつて監査の権威をもつと持たせるようにしなければならないと思うのです。かつて産業組合時代には監査連合会というものがあって、あの当時監査を受け、それが公表されるときには、組合長以下理事まで全員が出席してそれを傾聴し、それに対する回答書を出していたものであります。ところが今の場合、芳賀さんが言われたように、負担金制度でやつてみると、監査はしたけれども、帰りには負担金をもらつてこなければならぬ、負担金を出されるとべしゃんこになつてしまふ。そういう形で監査をやっていたのでは、監査の効果は上つてこない。従つて、この監査制度といふものが自治監査でいくのはいいと思うが、それに対する権威をもつと持たせるためには、制度上何かもつと考えなければいけぬ。あなたのようによつともだと言つても、今の形の中でその効果は上つてこないじゃないか。われわれ見ていると、よく組合が、

三年くらい前から、あそこにはまずいのではないか、こういう問題があるじゃないかと言われていながら、それに対する監査が行われると、もう破局へ入っていくといふ結果になつてゐる。その監査された結果といふものは一つも守られていない、実施されていないものはないからならない。今中央会がでけて、中央会の任務の中で監査といらは二つの大きな部門だと思はうが、今中央会の果してゐる役割は、ちょうど農協意識の高揚といいますか、そしした二つのスポーツマン的な役割だけを果してゐるのが多いのであって、中央会設立の本来の使命になつてくるそういう点に触れてないといふ。この点を中央会の任務としてもつと強く打ち出すことによつて監査の効果は上のだらうと思う。従つてこういう改正の場合に、もつとその点を考えた制度上の改正是行われるべきぢやないか、こう思うわけだが、御見解いかがですか。

に、弱い組合を優先的に導いていくことを
とに自治監査の主眼を置きたいと思います。
ます。そしてこの自治監査あるいは中央会だけの力で及ばなければ行政方に
協力を頼んで、行政方だと多少の強制
力も出ますから、そこで両々相待つて
やつていかなければならぬ、こう考
えます。

それから産業組合では自治監査制度
のときは、あれはたしか昭和十二、
三年だったと思いますが、全国加入を
達成して、そうしてこれから縮めてい
かなければいかぬということことで、協同
組合員たる農家に協同組合精神が相当
横溢しておつたものでありますし、自治
監査制度を自主的にこちらいうふうにやら
なければいかぬということが出てきて
おります。これは権威をみずから作っ
ておつたのであります。しかし終戦後
のいろいろな変転の過程においては、
先ほど来お話をありますように、本末
転倒しているような観念が横溢してお
るのでありますから、それを一挙にして
直すことはできないのであります
て、徐々に直していく。それは一つだけ
の方法ではなくて、あらゆる角度から
直していかなければ直らないのではないか
といふに考えます。

監査した場合に、それ以上の強制的な指導なり手を入れることができないと。いうことなら、その結果が農林省に報告されて、農林省が今度は一つの力を持ってそこまで行ってやるということも一つの考え方だが、中央会が監査してこのままではいけないという場合には農林省に報告されて、農林省が出て行くといふように制度が今作られていました。

○渡部(伍)政府委員 そのお考えは、私どもが自治監査をやっておるこの法律を改正する前提であります。これはあくまでも自主的にやるのであって、その中で相当詳細な報告をいただきまして、また注意もいただいて、そろしてこの分はこれでよろしい、この分はさらに行政庁が行つて再検査を行わせることを今度は県の検査で足りない場合は農林省に報告してもらつて――

単位組合の場合は農林省がそこに出てきてさらに念を入れた検査をする。そうして検査のみならず、必要なら指導もある、こういう考え方でおるのであります。

○小川(慶)委員 今の自治監査の制度では、さつき芳賀さんが練り返して言つておるように、負担金によつて中央会が維持されている。従つて養われているということになるのですが、そこでそういうことがなかなかできないとするなら、かりに単協等に対しても、中央会が行つて監査をし、指導しても、その指導が守られないからいろいろな結果が出てきているわけです。守られていれば差しつかえない。それが守られないならないならばそれを守らせるには、今の制度の中では農林省自身が

関係でいけないといなならば、一つの単協といえども、破局に入っていく場合には、一千万なり一千五百万の赤字を出して、それがみんな農民の負担になつていくのだから、そういうことを考えるならば、経費をもつと盛り、人員をふやして、そういうことのできるような方向に改めていただければ、中央会が監査を受けたことを守らなければ、県庁なり農林省なりに報告され、今度は強制的にその改善を命ぜられるということになる。こういうことになると中央会の監査に対しても権威が持てるようになるだろうと思う。だからそいうふうな形をもつと強化していくべきじゃないか、こう思込んですが御意見いかがですか。

る行政の指導監督の規定があります。農林省は指導要項をもって監督規定を策定しておるわけですが、その内容のおもなる点に対して御説明願います。

○渡部(伍)政府委員 これは御承知のように昭和二十九年の農林次官通達で農協共済事業指導要項を出ししまして、法律の改正に伴いまして農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済規程の記載事項を定める省令、その内容を明確にしようとしておるのであります。

要点は、この共済事業が組合員からの融資によりまして、共同の準備財産を造成する、これをもって一定の原因から生ずる組合員の財産上の需要を充足する、そして組合員相互の救濟をし福利の増進をはかるというのであります。が、何せ金をあたかる事業でありますから、一銭一厘の遺漏があつても困るわけでありますから、共済事業のいろいろな事項につきまして明確な指導要項を示しておるのであります。

○芳賀委員 今回の改正によつてますその指導要項の内容も變つてくると思うのです。内容的にそういう点の関係はどうですか。

○渡部(伍)政府委員 今回の改正で指導要項を非常に変えるということはありません。内容的には、たとえば積立金の運用であります。ただたとえば積立金にお配りいたしましたように積立金の種類、そういうものが指導要項ではあまりにもお粗末でありますので、そういう点を法律上明確にする点であります。しかしこの改正をもつて十分といふにはいかないのであります。御承知のように三十一年度の積金は百二十四億でございます。三十二年

度では三百億をこします。この伸び方

は非常に急速であります。先ほど申し上げますように金のことでありますから、この共済事業についてさらに保険業法に準するもつと明確な法律的な規定も置く必要がある、これを準備しております。どうしてもそこまで到達せねばならないのです。それから、その準備の一歩の中間段階として今回の改正をいたしたのであります。されば政府が省令が出ると思うのですが、そういうものはすでに用意してあるのですか。

○渡部(伍)政府委員 さしあたりの内容といつましても、先ほど申し上げますように、次官通達を整備するといふ程度で満足いたしまして、さらに法制的な準備は、これはやはり法律を出しますが、何せ金をあたかる事業をいたしておりますが、今度の国会には間に合いません。

○芳賀委員 そこで積立金の運用の問題ですが、今局長も言われた通り、逐年急速にこの事業が伸びておるということは事実であります。この資金の運用を、やはり組合員が共済事業に参加しておるので、それによって積み立てられた資金の運用等については、やはり特別の措置を講じて、単に積金に積み立てるとかどうかということがだけではなくて、積立金の運用に対してはかくあらねばならぬといふように、そういふ一つの方向といふのを明らかにしてもらいたい。

○渡部(伍)政府委員 これは事業の性質からいたしまして、まず第一に確實であるといふこと、次に有利でなければなりません。

はならない。この有利の内容に二種類あると思います。金銭的に有利な利回りで回すこと。それからまた農家の共済事業でありますから、農業生産に役立つよう有利に使う。これは利回りもたてば相当巨額に運しますから、そのためであればいいと思います。さしあたりの考えといたしましては、確實であり、利回りのいい、こういふものを立てるべきだと思います。さしあたりの考え方としては、確実であります。金額がふえればそう有利に回ります。金額がふえればそう有利に回りませんから、どうしてもこれを第二の有利なもの、すなわち長期、低利で土地改良とか、その他の農業再生産に役立つものに出方針を確立しなければならないということです。ただいまのところはその点がまだはつきりしておらず、内部におきましては政府及び共済組合当局者と、その第二の種類の有利な運用の仕方について協議を重ねておりますので、間に合えば省令の中に、間に合わなければ、その方法を確立して省令の中に纏め込むようにして、それを取りやめになっております。しかし先ほど申し上げますように、どちらでも多額の金を預かって、非常に多くの人に関係するのであります。しかしながら、一銭一厘の隙漏があつてもならないわけではありませんから、どうしてそれが、たとえば市町村当局等では意図に沿わないと思うのです。ですから、どういう形態でまたそれが還されるかといふことを考え方なければならないのではないかと思います。しかし、それらの割合をどういふにすれば安全、確実、有利といふバランスがとれるかといふことを考え方なければならない

○芳賀委員 その場合、農村に対する還元といふことは十分考えていいと、安全確実に、ほかに預かってもらつて有利にといふにはだんだんいかななりますから、この制度そのものは建物及び生命の共済で一つの運用については長期有利で農業生産に直接役立たせるような運用をしてもい

ういうふうに考えております。確かに保険業法に類する多数の人の財産を保護する規定を置くことは必要である、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 そういうふうに考えております。たとえば郵政事業、簡易保険の積立金等がやはり地方に還元されている。あるといふこと、次に有利でなければなりません。

○芳賀委員 そういうふうに考えております。たとえば市町村当局等の認識も保険業法にいふところの保険と組合の行う共済事業といふものは全く別個のものである、そういう認識はだんだん新たになつたわけですね。二

十九年の改正当時は、むしろあの当時の共済事業の規定を農協法の改正の中に入れるという場合には、そういう大臣等の保険あるいは保険業界の組合事業に対する認識の不足に対し、防衛的な措置としてああいう規定を改正の中へ入れたことは局長も御承知のことだと思います。そろすると、現段階ではそういう認識の差と、いうものは、これは解消されて、組合の事業の中で共済事業が発展することは望ましい、そういうことになつたのですね。

○渡部(伍)政府委員 率直に申し上げ

まして、この共済事業が農業団体とい

う特殊の団体で行なわれているということ、それから保険事業に類するものは

あるけれども、全部が保険事業ではない。こりいろ点から大蔵省方面もこれ

を保険業法をそのまま適用することは

無理であろうといふことはわかつてき

たようであります。先般の法律改正の

ときとは非常に情勢は變つておるよ

うに私どもは認識しております。

○若賀委員 次にお尋ねしたい点は、現

在までの農協の共済事業の中に系統に

基づいた、たとえば単協が組合員からの共

済の契約を行なつて、連合会に再保険し

て、さらに全国連合会に再保険をする

といふような方針なんですが、それ以

外にいわゆる民間の保険会社に契約し

ておるような向きもあるわけです。た

とえば共栄火災等に対しても再保険をし

たといふような事例も今日までは確か

にあるわけです。ですから、今回の改

正等によつて、そういう混同されやす

いような業務の実態といふものは根本

的に改善されるのかどうか。

○渡部(伍)政府委員 これはお手元に

配付いたしておりますように、それぞ

れの対象によりまして共済金額の最

高、最低限が付してあります。今問題

になりますようのは、団体建物火

災共済の場合に相当あるのであります

す。すなわちこれでは、通常地域の普通

物件については五万円から三百万円ま

でといふ契約當りの共済金額にきめ

られております。そろしますと五百万

円の農協の事務所は、この協同組合法に

基く共済事業では三百万円しかかけら

れないわけであります。あと二百万

円は、もし必要ならば保険会社に頼

ります。こうしたことになるのであります

が、こりいろことになるのであります

が、保険会社に御厄介になるのと、こ

はつきり二つ區別しております。

○若賀委員 現在三百万なら三百万と

いう契約の限界があるのですが、これ

は法律の規定には別にないのですが、

その限度といふものは、この事業の發

展に伴つて漸次引き上げしていく可能性

があるかどうか。あまり縮めておく

と、団体等の大きな建物は、共済の方

にも契約しなければならぬし、あとどの

分は民間に契約しなければならぬとい

う不自由なことにもなる。急速に限度

の引き上げをやることも避けなければ

ならぬかもしませんが、見通しが

はつきりした場合においては、団体

の建物等についてはこの共済事業の中

で契約が行われて、そこで処理できる

といふところまでいってはどうかと思

うのです。

○渡部(伍)政府委員 これは現に今の

団体の建物も、二百万円だったのを三

百万円に上げたのであります。事情

の変化に応じて順次上げることも考え

られます。また一方、ある特定のも

のだけに大きい金額——これは数は多

くないわけであります。危険分散を万全に負担し合うという点からいくこと、やはりある一定の限度を持たなければならないのじやないかと考えるの

であります。

○若賀委員 そこで、從来しばしば利

用された、その民間保険業者に対する再保險的な行為、これは好ましくない

十分にじめをつけていかぬと、やはり

と思うのですが、今回の改正等によつ

て、そういう民間会社に対する再保險

的な行為はどう処理するか。

○渡部(伍)政府委員 これは御説のよ

うに民間保険会社に再保険をかけると

は法律の規定には別にないのですが、

保険会社に御厄介になるのと、こ

はつきり二つ区別しております。

○若賀委員 現在三百万なら三百万と

いう契約の限界があるのですが、これ

は法律の規定には別にないのですが、

その限度といふものは、この事業の發

展に伴つて漸次引き上げしていく可能性

があるかどうか。あまり縮めておく

と、団体等の大きな建物は、共済の方

にも契約しなければならぬし、あとどの

分は民間に契約しなければならぬとい

う不自由なことにもなる。急速に限度

の引き上げをやることも避けなければ

ならぬかもしませんが、見通しが

はつきりした場合においては、団体

の建物等についてはこの共済事業の中

で契約が行われて、そこで処理できる

といふところまでいってはどうかと思

うのです。

○若賀委員 それでは契約の当初にも

う区分するわけですね。共済事業でや

るのは三百万、あと二百万は最初か

ら民間との契約といふように区分す

る、そうなれば連合会においては再保

険といふことにはならぬわけですね。結

局三百万は共済で契約する、二百万は

民間保険会社といふことになると、そ

の事業を扱う協同組合単協あるいは

連合会は、民間会社に対してはどうい

うよろくな役割をするのですか。

○渡部(伍)政府委員 民間保険会社の

代理業務を行なう、こうしたことで指導

しております。それは結局協同組合法

の第八条の「共済に関する施設」、それの

事業に附帯する事業」というので、

付帯事業といふことあります。

○若賀委員 過渡的にはそういう民間

会社に対する代理店行為——端的に言

います。

○渡部(伍)政府委員 えはこれは独占保険会社の利益のため

に下請的仕事も一部はやるというこ

とになると思うのですね。しかしそう

いうことは農協事業本来の使命から

ておられますか。

○若賀委員 次にお伺いしたい点は、

この責任準備金等の積立金に対する税

の施行規則の十四条によつて、法律で

積み立てを強制しているものについて

は税を免除するということになつてお

りますので、率直に申し上げまして、

今度の積立制度を法定していただく改

正を急ぐのもその関係からであります

とです。

○若賀委員 今御説明によると、責

任準備金が免稅の対象になるというこ

とです。

○渡部(伍)政府委員 任準備金が免稅の対象になるというこ

とです。

○若賀委員 任準備金が免稅の対象になるといふことにはならないで、危険分散ができるのではないかというものが、私はそういうものに

もしませんが、私はそういうものに

もしないで危険分散ができるのではないかと思つておるわけですね。

○渡部(伍)政府委員 一定の規模まで拡大するまでは、普通の民間保険会社が保険会社相互間で危険の分散をはか

り合つておるわけありますから、民

間の一流会社ですらそうでありますから、やはり安全をとるのにはある程度の危険分散をはかる必要があると思つておるわけですね。

○若賀委員 それが、ほかの同種事業で法律

で積み立てを強制されておる事業と、

同じに扱うということになります。

それで全部が、ほかの同種事業で法律

で積み立てを強制されておる事業と、

同じに扱うということになります。

○若賀委員 それでは確認しておきます。

ですが、責任準備金と、それから特別危

険準備金、この両種のものは、今度の

改正によって非課税になる、これは間

違いないのですね。

○渡部(伍)政府委員 そうです。

○若賀委員 その根柢は明らかなんで

すか、先ほどの説明で大体理解はでき

ますが、これがどの程度までいけば頭

打ちになるのか、そういう点も見きわ

めた上ではつきりした措置をとつたら

いいのではないかというふうに考えて

ます。しかしお話をのように、団体独自で

できるならばほかにたよらないでいい

わけでありますから、そういう点はさ

らに検討を加えまして、今のような

状況によるのか、そういう点も見きわ

めた上ではつきりした措置をとつたら

いいのではないかというふうに考えて

ます。

○若賀委員 去年は今度の特別危険準備金といふ制度があるのですが、こ

れは今度の特別危険準備金と見合つた

よろなものだと思うのですが、税法上の問題は、後日、また大蔵当局等と解釈が違つておつたということになると思ふ。問題が残ると思うので、この際明らかにしていただきたいと思います。

○渡部(伍)政府委員

これは、先ほど申し上げました國税廳長官の通達が出まして、われわれの方の法制に不備があるといふことを指摘されました。それで基いて國税廳と打ち合せの上、この法律案を出してありますから、あとで間違いがあることはないと思います。

○芳賀委員

その点が確認されれば大体いいと思うわけです。

次にお尋ねしたい点は、このようにして共済事業がだんだん拡大されいくということになると、今まで行なっているのは生命共済、火災共済と、長期のいわゆる家屋の更生共済、そういう種別になるのですが、家屋の更生共済ですね。これは他の保険業務にもあまり例が見られないと思うのですが、これは生命保険の関係からいふと、養老生命みたいなものに類似しておると思うので、われわれとしては好ましい事業だと思うのですが、こういう点に対しては、特に政府としてこれを助長していく、農家の建物等は一定の期間を過ぎると、当然更新しなければならないわけですから、それに備えるために、これは非常に有効な事業だと思うのですが、これに対する政府の助長策等があれば、お尋ねしておきたい。

○渡部(伍)政府委員

助長策と申し上げるよりも、やはりこれがの方が、今御指摘のように、一定年限がきたらひとりでに建物が再建できる、こういうところに魅力があるわけでございまし

て、それがゆえにどんどん伸びてきて、それがゆえにどんどん伸びてきているわけでございます。おそらく今後もこの伸びは続くのじゃないかと思われは期待しておるわけであります。

○助川委員長代理

田口長次郎君。

次第であります。今回の強制規定によりまして、それがはつきりできるということだけは確認できると思います。しかしこれを実行する上におきましては、農林省としては省令の制定とか、あるいは大蔵省関係では、おそらく法人税法の施行規則をじらなければならぬとか、そういうような関係もありますし、一面すでに三月に入つて決算期が真近に迫つてゐる。いろいろ手続をしておられる間に、ついに今年の決算期に対しても合わせないといふような懸念があるのです。ございま

○芳賀委員

次にお尋ねしたい点は、このようにして共済事業がだんだん拡大されいくことになると、今まで行なっているのは生命共済、火災共済と、長

期のいわゆる家屋の更生共済、そ

う種別になるのですが、家屋の更生共

済ですね。これは他の保険業務にもあ

まり例が見られないと思うのですが、

これは生命保険の関係からいふと、養老

生命みたいなものに類似しておると思

うので、われわれとしては好ましい事

業だと思うのですが、こういう点に対

しては、特に政府としてこれを助長し

ていく、農家の建物等は一定の期間

を過ぎると、当然更新しなければなら

ります。

○本名政府委員

先ほど経済局長からお答え申し上げましたように、実は端的に申して、この法律の、特に責任準

備金の制定は、実はそこに大きな一つ

のねらいがありますので、早くから大

蔵省といふいろいろ折衝いたしました。それからお話をございましたし、それから通念的にも、この性質のものは、制度の本質からいいまして、前受け的な

金であるとともに、これは対外負債といふべきだと思います。この特別危険準備金を損金に落すということにつきましては、多年農協関係で熱望しておった

ことは、多大農協関係で熱望しておった

○助川委員長代理

なれば採決いたしました。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

農業協同組合法の一部を改正する法律について審査を進めます。直ちに討論に入ります。討論はありません。

○助川委員長代理

なれば採決いたしました。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

金に算入することとなるよう所要の措置を講ずること。

三、農協中央会が農協、同連合会に對して行う自治監査の内容を充実し、且つ、行政庁の行う検査についても、毎年一回を常例として確実に実施することができるよう所要経費を確保すること。

また、政府は農協の業務執行体

の刷新、共販事業の充実等を図るために必要な法的態勢を整備する等、速やかに農業協同組合法の抜本的検討に着手すべきである。

昭和三十三年三月六日

右決議する。

○助川委員長代理

起立総員。よつて

本案は原案の通り可決すべきものと決

めます。

〔総員起立〕

○助川委員長代理

起立総員。よつて

本案は原案の通り可決すべきものと決

めます。

○助川委員長代理

起立総員。よつて

本案は原案の通り可決すべきものと決

めます。

○助川委員長代理

起立総員。よつて

法律案について審査を進めます。直ちに

討論に入ります。討論はありません。

○助川委員長代理

なれば採決いたしました。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

の措置を講ずること。

三、農協中央会が農協、同連合会に

對して行う自治監査の内容を充実

し、且つ、行政庁の行う検査につ

いても、毎年一回を常例として確

実に実施することができるよう所

要経費を確保すること。

また、政府は農協の業務執行体

の刷新、共販事業の充実等を図

るために必要な法的態勢を整備す

る等、速やかに農業協同組合法の

抜本的検討に着手すべきである。

昭和三十三年三月六日

右決議する。

○助川委員長代理

起立総員。よつて

本案は原案の通り可決すべきものと決

めます。

〔総員起立〕

○助川委員長代理

起立総員。よつて

本案は原案の通り可決すべきものと決

めます。

○助川委員長代理

起立総員。よつて

本案は原案の通り可決すべきものと決

めます。

金に算入することとなるよう所要

の措置を講ずること。

三、農協中央会が農協、同連合会に

對して行う自治監査の内容を充実

し、且つ、行政庁の行う検査につ

いても、毎年一回を常例として確

実に実施することができるよう所

要経費を確保すること。

また、政府は農協の業務執行体

の刷新、共販事業の充実等を図

るために必要な法的態勢を整備す

る等、速やかに農業協同組合法の

抜本的検討に着手すべきである。

昭和三十三年三月六日

右決議する。

○助川委員長代理

起立総員。よつて

本案は原案の通り可決すべきものと決

めます。

なおだいま付帶決議で決議された第二の項目に關する政府の取扱い方針が決定した場合には、直ちに本委員会に報告せられるように政府に要求いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

〔参照〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇〇号）（参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕